

令和 7 年度 人手不足対策理解増進普及事業業務委託
公 募 要 領

本公募は、令和 7 年度の当初予算成立を前提とした年度開始前の事前手続きであり、予算成立後に効力を生じるものです。県議会において当初予算案が否決された場合、又は、予算額に変更があった場合には、契約を締結しないことがありますので、あらかじめご了承ください。

1 委託事業名

令和 7 年度 人手不足対策理解増進普及事業

2 事業の目的

本業務は、令和 6 年 9 月 19 日に策定した「人手不足対策アクションプラン」の主要指標の目標値達成のため、セミナー等を開催し、先進的な人手不足対策の取組や県内企業の好事例等を広く共有すること等により、沖縄県内の企業が人手不足対策に対する理解を深め、各支援策を活用しながら、企業独自で具体的な人手不足対策を講じることを促す。

3 事業期間

契約締結の日から令和 7 年 12 月 31 日まで

4 企画提案の内容

「令和 7 年度 人手不足対策理解増進普及事業業務委託 企画提案仕様書」のとおり。

5 公募期間

公告開始の日から 3 月 10 日（月）正午まで（必着）

6 提案額

3,243 千円以内（消費税及び地方消費税含む）

※当該提案額は、企画提案のために提示する金額であり、契約金額ではない。

7 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす法人または複数の法人からなる共同企業体とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定を準用して適用する。

<地方自治法施行令>

第 167 条の 4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更正手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 自己又は自社の役員等が以下の要件のいずれにも該当する者でないこと及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。以下の要件については資格確認のため、沖縄県警察本部に照会する場合がある。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- イ 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人でないこと。
- (5) 都道府県税、消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- (6) 加入義務のある社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入し、保険料の滞納がないこと。
- (7) 雇用する労働者に対し、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）に規定する最低賃金額以上の賃金を支払っていること。
- (8) 労働関係法令を遵守していること。
- (9) 沖縄県内に事業所を有する法人であること。
- (10) 業務進捗状況や内容等に関する打合せに円滑に対応できる体制を有する者であること。
- (11) 地方公共団体等から本事業の実施内容に類似する業務の委託を過去 3 年以内に受けたことがあり、企画並びに実施に必要な知識・体制を有していること。
- (12) 共同企業体で実施する場合は、以下の要件を満たすこと。
- ア 共同企業体の中に代表法人を 1 者置くものとする。代表法人は、本事業の運営管理、共同企業体構成員相互の調整、財産管理等の事務的管理を主体的に行う母体としての機関とし、共同企業体を構成する法人を代表する。
- イ 代表法人が応募を行うこと。
- ウ 代表法人は以下の要件を満たすことが必須である。
- (ア) 沖縄県内に事業所を有していること。
- (イ) 本委託業務を円滑に遂行するために必要な管理能力を有すること。
- エ 全ての構成員が上記(1)～(8)までの要件を満たし、いずれかの構成員が上記(9)～(11)までの要件を満たすこと。
- オ 共同企業体の構成員は、単体企業等として、また他の共同企業体の構成員として重複参加することはできない。

8 応募の手続き（スケジュール）

質問受付期間	受付期限：令和7年2月25日（火）～3月3日（月） 提出先：沖縄県商工労働部 雇用政策課 企画提案仕様書等に疑義がある場合、質問書【様式1】を記入し、電子メールにより提出してください。なお、必ず電話にて受信確認を行うこと。 aa059100@pref.okinawa.lg.jp 最終回答日：令和7年3月5日（水） ※回答は沖縄県商工労働部雇用政策課HPにて掲載します。
提案書提出	提出期限：令和7年3月10日（月）正午（必着） ※時間厳守 提出先：沖縄県商工労働部 雇用政策課 応募書類等の提出は、持参又は郵送（簡易書留）により提出してください。なお、郵送の場合は提出期限必着とします。 （提出先） 沖縄県商工労働部雇用政策課 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁8階 電話番号 098-866-2324 F A X 番号 098-866-2349
審査委員会	日時：令和7年3月24日（月）午後予定 場所：県庁庁舎内の会議室 又は 那覇市内の会議室 <u>※詳細な日時と場所は、提案書受付後、書類審査のうえ前日までにご連絡いたします。</u> （備考） ・書類審査通過者はプレゼンテーション審査を実施しますので、各応募者は、提案書に沿って提案内容の説明をお願いします。 ・1応募者から3名までの参加とさせていただきます。 ・説明時間10分程度、質疑15分程度を想定しています。 ・説明は提出済の提案書のみを用いて行い、追加資料は不可とします。 ・時間の都合上、紙資料による説明とし、プロジェクター等は使用しません。 ・なお、応募状況により書面審査となる可能性もあります。

9 提出書類及び必要部数等

下記様式2～9、その他資料を一連にして8セット（原本1部、コピー7部）を作成し、ドッチファイル等に綴って提出すること。

- (1) 企画提案応募申請書【様式2】
- (2) 法人概要表【様式3】
- (3) 実績書【様式4】
- (4) 企画提案書【様式5】

次の事項を含めること。

- ア 円滑な業務を維持できる運営体制の構築
- イ 業務スケジュール
- ウ 事業効果を高めるための工夫
- エ セミナー、ワークショップ形式による研修等の具体的な実施方法
- オ 活動指標（セミナー等への参加企業数（年間））の目標（延べ90社以上）
を達成するための具体的な方法
- カ 本業務を効果的に実施するための成果指標及びその測定方法の提案

(5) 事業計画【様式6】

(6) 積算書【様式7】

積算書の費目は以下の内容とし、各積算費目の内訳と単価、数量・人数等を記載すること。

(ア)対象経費：事業の執行に必要な経費であり、具体的には以下のとおりである。

経費項目	内 容
I. 人件費	事業に直接従事する者の直接作業時間に対する人件費
II. 事業費	
報償費	外部有識者、専門家等への謝金
旅費	職員の出張又は専門家等招聘に係る経費
需用費	事業を行うために必要な物品（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの）の購入に要する経費や、事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本（外部発注を除く。）に関する経費等
使用料及び賃料	事業を行うために必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費や、事業を行うために必要な会議等に要する会場借料等
その他必要経費	事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの
III. 再委託費	事業を行うのに必要な経費であり、事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものの一部を委託するのに必要な経費であり、沖縄県の承認を得たもの。なお、外注費は総経費の2分1未満とすること。
IV. 一般管理費	経費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた経費（(1)人件費＋(2)事業費）×10/100以内で計上する。小数点以下切り捨て）
V. 消費税	((1)人件費＋(2)事業費＋(3)再委託費＋(4)一般管理費)×消費税率（小数点以下切り捨て）

(イ)対象経費として計上できない経費

・建物等施設に関する経費 ・事業上、当然備えるべき備品等（机、パソコン等）	・事業中の事故・災害処理のための経費 ・その他事業に関係のない経費
--	--

(7) 誓約書【様式8】

(8) 雇用機会創出・雇用環境改善等に関する取組状況【様式9】

(9) 定款又は寄付行為および登記事項証明書

(10) 貸借対照表（直近3期分）

- (11) 損益計算書（直近 3 期分）
- (12) 直近の県税、消費および地方消費税について滞納がないことを確認できる書類
- (13) 労働保険、健康保険及び厚生年金保険に加入していることが確認できる書類（加入義務がない場合を除く。）なお、社会保険に加入義務がない場合は、その理由に関する申出書を提出すること。
- (14) 共同企業体協定書（共同企業体の場合に限る）
※共同企業体の場合は、参加企業ごとに(2)、(7)～(13)を提出するとともに、共同企業体協定書を提出すること

10 受託事業者の選定

(1) 選定の方法

- ア 沖縄県商工労働部内に設置する業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、各提案内容を審査し、優先順位を決定する。
- イ 提案内容の審査は、提出された書類に基づく書類審査を行い、プレゼンテーション審査対象者を選定する。なお、プレゼンテーションについては、提出期限までに提出された書類を基に行うものとし、それ以外に提出された書類等については、審査対象外とする。
- ウ 選定委員会は非公開で行い、審査経過等に関する問い合わせには応じない。
- エ 選定委員会により選定した事業者が辞退した場合、又は、県との委託に関する協議が整わなかった場合には、次順位以降の者を繰り上げて、選定できるものとする。
- オ 一定水準を満たした提案がない場合、該当者なしとする場合がある。
- カ 事業採択にあたっては、選定委員会における決定だけでなく、内閣府の確認が必要となることがある。

(2) 主な評価項目（予定）

選定委員会においては、主に次の事項等について審査する。

- ア 適合性：人手不足対策理解増進普及事業の趣旨、目的を理解した提案であるか。
- イ 有効性：事業を効果的に実施するための企画提案の内容や事業実施の方法について、具体的で、成果を期待できるものとなっているか。
- ウ 実効性：企画提案内容を円滑に実施することができる組織体制・役割分担、スケジュール、類似事業実績があるか。
- エ 妥当性：経費見積が、期待される成果に対し、妥当・効率的な積算となっているか。
- オ その他：雇用機会創出・雇用環境改善等に関する取組を実施しているか。又は、「所得向上応援企業認証制度」や「パートナーシップ構築宣言」などの国・県が実施する認証制度等の認証を受けているか。

(3) 結果の通知

審査の結果については、令和 7 年 4 月 1 日（火）以降に電話又は文書にて通知を行う。
なお、採否についての異議申し立て等は受け付けない。

11 委託契約について

(1) 契約の締結

委託候補者と業務委託の内容及び額を協議した上で、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約を締結する。

(2) 契約金額の支払方法

受託者から提出される実績報告書を基に、受託者が業務の実施に要した経費等から支払うべき額を確定する「精算」の方法を原則とする。なお、契約締結後、契約金額の一部について概算払請求を行うことができる。

(3) 契約金額

契約金額については、委託候補者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内において決定する。なお、提出された経費見積書と同額にならない場合がある。

(4) 契約条項

委託候補者との協議事項とする。

(5) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の 100 分の 10 以上の額を、契約締結前に納付する必要がある。ただし、沖縄県財務規則第 101 条第 2 項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(6) 本事業は国庫補助を受けて沖縄県が実施する事業であり、委託契約については、国からの交付決定後に行う。従って、委託業務の内容や積算項目等については、予算や諸事情により変更することがある。

12 その他留意事項

- (1) 書類提出にあたり使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 応募から契約までに係る諸経費については、企画提案者の負担とすること。
- (3) 実施は、県と協議で進めていくものとし、前提案内容の実施を保証するものではないこと。
- (4) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。
 - (ア) 提出期限を過ぎて、提出書類が提出された場合
 - (イ) 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
 - (ウ) 本要領に違反すると認められる場合
 - (エ) 審査の公平性に影響を与える不正行為があった場合
 - (オ) その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
- (5) 委託業者の選定に関する審査内容や経過等については公表しない。
- (6) 検討すべき事項が生じた場合は、沖縄県商工労働部雇用政策課と受託者で別途協議して決めることとする。よって、企画提案された内容をすべて実施することを保証するものではない。
- (7) 委託事業の適性を期するため、必要があるときは委託者に対して報告を求め、または沖縄県職員が事業所に立ち入り、帳簿類その他の物件の検査や質問等ができること。
- (8) 委託業務完了にあたり、帳簿類の確認ができない場合は、委託料を減額される場合がある。
- (9) 契約締結後、消費税法等の改正により消費税及び地方消費税の税率が変動した場合は、変動後の税率により計算した消費税及び地方消費税額を含んだ委託金の額を上限とする契約の一部変更を行う場合がある。
- (10) その他、公募に係る詳細は、企画提案仕様書による。

【問い合わせ先】

〒900-8570 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県庁 8 階
沖縄県商工労働部雇用政策課 (担当：知花)
電話番号 098-866-2324 F A X 番号 098-866-2349
E-mail : aa059100@pref.okinawa.lg.jp